

評価方法基準改正案 新旧対照条文

評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）

改 正 案	現 行 告 示
第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 評価の方法の基準（性能表示事項別） 1 ～ 2 （略） 3 劣化の軽減に関すること 3－1 劣化対策等級（構造躯体等） (1) ～ (2) （略） (3) 評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとすることができる。 イ 木造 ① 等級 3 次に掲げる基準に適合していること。 a 外壁の軸組等 外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ 1 m 以内の部分が、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に	第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 評価の方法の基準（性能表示事項別） 1 ～ 2 （略） 3 劣化の軽減に関すること 3－1 劣化対策等級（構造躯体等） (1) ～ (2) （略） (3) 評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとすることができる。 イ 木造 ① 等級 3 次に掲げる基準に適合していること。 a 外壁の軸組等 外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ 1 m 以内の部分が、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に

存する住宅にあつては、防蟻^ぎ処理を要しない。

(i) 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が 90cm 以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(i)から(ii)までのいずれかに適合するものであること。

(i) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 601 号）に規定する化粧張り構造用集成柱若しくは構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成 3 年農林水産省告示第 701 号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル、日本工業規格 A 5908 に規定するパーティクルボードのうち P タイプ又は日本工業規格 A 5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下、「MDF」という。）の P タイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻^ぎに有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻^ぎに有効な接着剤が混入されたものであること。

存する住宅にあつては、防蟻^ぎ処理を要しない。

(i) 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が 90cm 以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(i)から(ii)までのいずれかに適合するものであること。

(i) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 601 号）に規定する化粧張り構造用集成柱、構造用集成材の日本農林規格（平成 8 年農林水産省告示第 111 号）に規定する構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成 3 年農林水産省告示第 701 号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル、日本工業規格 A 5908 に規定するパーティクルボードのうち P タイプ又は日本工業規格 A 5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下、「MDF」という。）の P タイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻^ぎに有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻^ぎに有効な接着剤が混入されたものであること。

(v) (略) (ハ) 軸組等に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号）をいう。以下同じ。）に規定する耐久性区分 D₁ の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が 12.0cm 以上のものが用いられていること。 (ニ) (略) (ii)～(iii) (略) b～h (略) ②～③ (略) ロ～二 (略) 4～11 (略)	(v) (略) (ハ) 軸組等に構造用製材規格等（針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成 3 年農林水産省告示第 143 号）、広葉樹製材の日本農林規格（平成 8 年農林水産省告示第 1086 号）及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号）をいう。以下同じ。）に規定する耐久性区分 D₁ の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が 12.0cm 以上のものが用いられていること。 (ニ) (略) (ii)～(iii) (略) b～h (略) ②～③ (略) ロ～二 (略) 4～11 (略)
--	---